

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例  
を改正することへの市民意見募集実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」の改正を検討しています。そこでパブリックコメントを実施いたしますので、情報提供いたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 条例改正案の主な内容

「GREEN×EXPO 2027」を見据え、本市では望まない受動喫煙を防止し、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めるため、条例により市内全域で屋外の公共の場所での喫煙を禁止します。

4 パブリックコメントの概要

(1) 募集期間

令和8年2月13日(金)から令和8年3月15日(日)まで

(2) 提出方法

ア ご意見受付フォーム

横浜市電子申請・届出システム

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/1ffdac02-9cc1-4b3d-9741-bad712f4b921/start>

※メンテナンス時間中(不定期)はご利用いただけません。



イ リーフレット付属用紙による郵送

リーフレットは各区役所、横浜市役所などで配布しています。リーフレット付属用紙を切り取りご意見をご記入いただき、お手持ちの封筒に入れてお送りください。(封筒でお送りいただく場合の郵送料はご負担願います。)

資源循環局街の美化推進課

担当 櫻井、境

電話 045-671-2556 /FAX 045-663-8199

メール sj-machibika@city.yokohama.lg.jp

## 意見提出方法

- |   |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                     |
|---|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | スマートフォンを使用する場合 | 右の二次元コードを読み込み、本市の電子申請・届出システムから提出してください。                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 2 | パソコンを使用する場合    | 下記よりアクセスしてください。<br><a href="https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/1ffdac02-9cc1-4b3d-9741-bad712f4b921/start">https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/1ffdac02-9cc1-4b3d-9741-bad712f4b921/start</a> |                                                                                     |
| 3 | 郵送の場合          | 下記まで郵送してください。令和8年3月15日（日）消印有効です。<br>〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 資源循環局街の美化推進課 宛                                                                                                                                                                                                    |                                                                                     |

### 注意事項

- ご意見への直接の回答は行いません。また、ご意見を正確に把握するため、電話・口頭でのご意見の受付はいたしません。
- いただいたご意見の内容は、後日ホームページで公表します。なお、第三者の利益を害する恐れのあるなど内容により公表しない場合があります。
- ご意見の提出に伴い取得した個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従い適正に管理し、この意見募集に関する業務にのみ利用します。

○お問い合わせ 資源循環局街の美化推進課 電話番号：045-671-2556

## 意見提出書

資源循環局街の美化推進課 宛

令和8年 月 日

- 【住所等】 ☐ 市内在住（      区） ☐ 市外在住 ☐ その他（事業者等） 年代・喫煙習慣の欄は記入不要です
- 【年 代】 ☐ 20歳未満 ☐ 20歳代 ☐ 30歳代 ☐ 40歳代  
☐ 50歳代 ☐ 60歳代 ☐ 70歳代 ☐ 80歳以上
- 【喫煙習慣】 ☐ 毎日吸っている ☐ ときどき吸う日がある  
☐ 以前は吸っていたが、1カ月以上吸っていない ☐ 吸わない

本市では、望まない受動喫煙を防止し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進める予定です。市内全域で屋外の公共の場所（路上等）での喫煙を禁止することについて、ご意見をお聞かせください。

切り取り線

～横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例改正に係るパブリックコメントの実施について～

# 横浜市内全域で屋外の公共の場所での喫煙を禁止することについて、みなさんのご意見をお聞かせください。

「GREEN×EXPO 2027」を見据え、横浜市では、望まない受動喫煙を防止し、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めるため、条例により市内全域で屋外の公共の場所（路上等）での喫煙を禁止することを検討しています。





## 1 本市の取組

### (1) 現行条例(横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例)とこれまでの経緯

|        |                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成19年～ | 吸い殻等のポイ捨て、歩行中の喫煙、たばこの火による火傷等の危険が課題となっていたため、街の美化を目的とした既存の条例を一部改正<br>・市内全域での「歩行中の喫煙をしないように努める」努力義務<br>・喫煙禁止地区制度の制定と違反者への過料(2,000円)の適用<br>・特に必要と認められる場所を喫煙禁止地区に指定<br>(横浜駅周辺地区、関内地区、みなとみらい21地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川駅周辺地区、新横浜駅周辺地区、戸塚駅周辺地区、二俣川駅周辺地区) |
| 令和2年4月 | 改正健康増進法施行により第一種施設(学校、福祉施設等)は敷地内禁煙、第二種施設(飲食店、ホテル等)は屋内禁煙、屋外においても喫煙時の周囲への配慮義務を規定                                                                                                                                                           |
| 令和7年4月 | 横浜市公園条例の改正により市立の公園を禁煙化                                                                                                                                                                                                                  |

### (2) 横浜市がこれまで実施してきた主な屋外の喫煙対策

- ・喫煙禁止地区内での職員による巡回・指導・過料の適用
- ・喫煙禁止地区内での喫煙所の設置
- ・喫煙禁止地区外での委託によるパトロール
- ・喫煙マナー向上を呼び掛ける看板の設置



現行条例についてはこちら



巡回指導の様子



パトロールの様子



看板の例

### 【参考】これまでの喫煙に関する調査結果

① ヨコハマeアンケート 令和7年2月実施 回答者数1,397人

『たばこに関して気になることはありますか』

|                  |     |
|------------------|-----|
| 特に気にしない          | 3%  |
| 吸い殻のポイ捨て         | 88% |
| たばこの煙やにおい        | 84% |
| 受動喫煙による健康影響      | 69% |
| 歩きながらのたばこやめたください | 59% |

『この1か月間、受動喫煙の機会がありましたか。ある場合はどのような場所・状況でしたか。』

|              |     |
|--------------|-----|
| 機会はありません     | 22% |
| 歩きながら        | 55% |
| 路上喫煙         | 47% |
| 屋外の喫煙所の周囲    | 34% |
| 飲食店          | 15% |
| 自宅(近隣住民等の喫煙) | 13% |
| 公園           | 13% |

(10%未満の回答を除く)

② 路上喫煙者調査 令和7年6月実施

市内30駅周辺で調査し、全調査地点で路上喫煙が見られました。今回把握した、路上喫煙スポット(人目につきにくいなど喫煙者が多く見られた場所)に対しては、個別に対策を進めます。

## 2 現状の課題と今後の方向性

### 課題

吸い殻のポイ捨てやたばこの火による火傷等の防止が目的であり、近年の受動喫煙に対する意識の高まりに十分対応できていません。

### 方向性

街の美化に加え、受動喫煙防止の視点で対策を進めます。

### 課題

市内全域で「歩行中の喫煙をしない」旨の努力義務はありますが、喫煙禁止地区を除き、「立ち止まった喫煙」は禁止しておらず、指導が困難です。

### 方向性

市内全域で屋外の公共の場所(路上等)を禁煙とし、より分かりやすい形で周知・指導を行います。

### 課題

喫煙ができる場所が少ない・分かり難い、喫煙所から出る煙やにおいが気になるといったご意見が寄せられています。

### 方向性

喫煙所への案内・誘導や、喫煙禁止地区の既存喫煙所を密閉化するなど喫煙所の整備を進めます。



従来の喫煙所(横浜駅東口喫煙所)

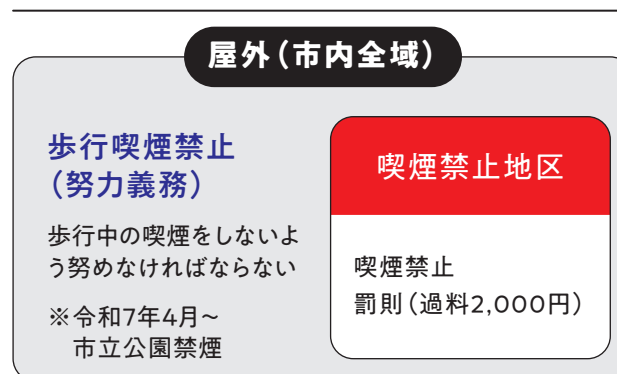


他自治体の密閉型喫煙所(新橋駅前SL広場指定喫煙場所)

## 3 「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」改正の方向性

- 市内全域で屋外の公共の場所(路上等)での喫煙を禁止します。(禁止対象は紙巻きたばこ・加熱式たばこを想定)
- 特に必要性の高い場所を「喫煙禁止重点地区(仮称)」に指定し、職員による巡回指導を行います。
- 同地区内における違反者には、2,000円の過料を適用します。

### 現行



### 改正後

